

【憲法 26 条】

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【憲法 89 条】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

今こそ読もう・知ろう! 憲法!

第4回

「教育を受ける権利」と改憲論議

明日の自由を守る若手弁護士の会
三雲 崇正



憲法26条1項は、人格形成の途上にある子どもたちに対し、「教育を受ける権利」「学習権」を保障したものとされています。

その背景には、「国民各自が、一個の人間として、また一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現させるために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有する」(最高裁昭和51年5月21日判決)との理解があります。

そして、同条2項前段は、子どもたちの「教育を受ける権利」を保障するため、保護者に対して普通教育を受けさせる義務を課し、さらに同項後段は、国が義務教育を無償で提供することを規定しています。

国の責務と法律による具体化

また、憲法26条により、国は教育制度及び教育を受ける機会等を整備する責務を負うものとされ、これら国民の権利と国の責務を具体化する法律として、教育基本法や学校教育法等が定められています。

す。法律では、義務教育においては公立学校の授業料は徴収せず、公立・私立を問わず教科書が無償配布されることとされています。

さらに、教育基本法は、「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」とし、私学助成を行うことを明らかにしています。

私学助成は憲法違反なのか

最近、この「教育を受ける権利」との関連で、憲法改正が必要であるとの議論も生じています。

例えば、自民党が2018年3月に公表した「改憲4項目」においては、「人口減少社会では、人づくりの重要性はますます高まる。教育の重要性を国の理念として位置づけ、国民誰もがその機会を享受できるようにする」、「私学助成の規定を現状に即した表現に変更する」とされ、憲法26条に新たに「各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努める」旨の条項を追加し、また憲法89条の文言を私学助成に疑義が生じない

よう修正する内容の改正条文案が示されています(※)。

裁判所も認めている私学助成「合憲」見解

しかし、国の責務については、従来の憲法26条の解釈に基づく立法を通じて具体的な教育の機会や環境の整備を行ってきた実績があり、また私学助成についても、国は憲法89条違反ではないことを前提に制度の運営を行ってきたとあり、裁判所もこれを認めています(東京高裁平成2年1月29日判決参照)。

憲法を改正しなければ、教育の機会や環境を整備することができず、私学助成もできないと考えるのか。あるいは改憲によらずに現

行憲法を適切に解釈・運用し、法制度を充実させることで、さらに進んで「高等教育の無償化」などを実現し、子どもたちを含む国民の福祉を向上させることができるのか。現行憲法と法制度の正しい理解に基づく冷静な議論が求められています。

— 次回は3月15日号(毎号連載)

【参考文献等】

※：「憲法改正に関する議論の状況について」(自由民主党憲法改正推進本部、平成30年3月6日)
https://jimmin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/constitution/news/20180326_01.pdf

〈みくも たかまさ〉



弁護士(平成16年登録、第二東京弁護士会・同人権擁護委員会所属)。
前・新宿区議会議員(平成27年5月から令和3年6月まで)。

新宿区高田馬場を拠点に、国・地方を問わず、日本国憲法の掲げる諸原則を実現することを目的に活動しています。

著書に「TPP・FTAと公共政策の変質」(自治体研究社)、「安易な民営化のつけはどどこに」(イマジン出版)など(いずれも共著)。